

第23期第5回農業委員会総会

◇日時

平成29年11月14日(火)午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 12番 木野篤志
13番 紅林隆男

◇欠席委員

◇議事録署名委員

10番 木野秀俊 11番 篠 吉和

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長

産業まつりの農業委員会ブースでは、「拝島ねぎ」の販売させて頂き、また、委員の皆様のご協力有り難うございました。土曜と日曜で76,000人が来場したとの事で農畜産物においては全て完売する事ができました。お疲れ様でした。それでは只今から、第5回農業委員会総会を開催致します。それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は10番 木野秀俊委員 11番 篠委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (1件)
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について (2件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (1件)

議長

それでは議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 上記の議案を次の通り提出する。平成29年11月14日 提出者昭島市農業委員会会長

鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積694㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積297㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積65㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積431㎡ 番号1-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積789㎡ 面積合計2,276㎡ 被相続人は、■■■■■ ■■■■ ■■■■ 相続人は、■■■■■ ■■■■ 相続開始年月日は、平成29年1月16日 被相続人との続柄は、妻でございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野秀俊委員説明願います。

10番委員

はい、説明致します。
番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会いは、申請人、会長、職代、A班（宮崎委員、木野篤志委員、鈴木実委員、小町委員）です。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を200m南へ進み■■■■■交差点より市道を西へ50m進み左側に回り込んだ農地でございます。農地の状況ですが、長ネギ10作、人参5作、里芋3作、ほうれん草8作、大根とカブも作付けされておりました。申請人 同居の親族も耕作しております。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、インゲン、カブ、大根。夏は、ジャガイモ、キャベツ、ブロッコリー。秋と冬は、里芋、ネギ、ほうれん草です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会いは、申請人、会長、職代、A班です。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■を北へ100m進み市道を左折して30m進んだ西側の農地でございます。農地の状況ですが、トラクターで良く耕耘されておりました。申請人 同居の親族も耕作しております。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、トマト、カボチャ、ズッキーニ。秋は、休耕中。冬は、スナップエンドウ、そら豆です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会いは、申請人、会長、職代、A班です。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■を北へ60m進み市道を右折して30m進み左折した10m先の右側の農地でございます。農地の状況ですが、白菜、大根、カブが作付けされておりました。肥培管理が良くされておりました。敷地内に電柱が2本ありました。申請人 同居の親族も耕作しております。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、キャベツ、枝豆。夏は、トウモロコシ、茄子、キュウリ、ピーマン、オクラ。秋は、大根、カブ、白菜、インゲン。冬は、ゴボウ、大根、白菜です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ござ

いませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを交付します。

議 長

次に、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年11月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積644㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積833㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,487㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積366㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積449㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積255㎡ 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積398㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積185㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,067㎡ 番号1-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積638㎡ 番号1-4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積396㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積433㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積85.29㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積66㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積32.17㎡ 面積合計7,334.46㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年11月1日から平成29年10月31日までとなっております。備考につきましては、平成23年11月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の3番 杉崎委員説明願います。

3番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会いは、申請人、会長、職代、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を150m東へ進み■■■■■に入り300m進んだ左側の農地と、そこから北へ40m進んだ農地でございます。農地の状況ですが、■■■と■■■は、栗の木が16本栽培されています。■■■と■■■は梅の木が80本栽培されています。■■■は、栗の木が15本栽培されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して栗、梅等の肥培管理でございます。出荷状況は、栗は、■■■■■。梅は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、枯れた栗や梅の木は取り除くように指摘しました。番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会いは、申請人、会長、職代、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を東へ進み■■■■■を左に入った左右の農地と北へ60m進んだ左側の農地でございます。農地の状況ですが、■■■、栗の木の成木が6本、苗木が4本栽培されています。■■■は、栗の木の成木が5本、苗木が2本。かりんが3本栽培されています。■■■

と■■■は、栗20本、柿1本、柿の苗木3本が栽培されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して栗、柿、かりん等の肥培管理でございます。出荷状況は、栗は、■■■■■。柿とかりんは、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、植木のコニファーについては、大きくなりすぎて出荷が難しいと判断したら生産性のある物に入れ替えて頂くように指摘しました。番号1-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を東へ進み■■■■■を100m過ぎ■■■■■を右折し100m進んだ左側の農地でございます。農地の状況ですが、栗の木の成木20本、苗木が10本栽培されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して栗等の肥培管理でございます。出荷状況は、栗は、■■■ ■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、南の通りは細いが車が通り自然に隅切りのようになっている。番号1-4 請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年11月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を150m東へ進み■■■■■を450m進み■■■■■を通り過ぎた右側の農地でございます。農地の状況ですが、栗の木の成木15本栽培されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して栗等の肥培管理でございます。出荷状況は、栗は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

- 議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。
- 委員一同 ありません。
- 議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
- 議 長 次に、議案第3号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。
- 事務局長 はい、事務局。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。平成29年11月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,057㎡ 申請者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 申出事由につきましては、平成29年10月17日 ■■■■■氏 故障のため 以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。

地区委員の8番 鈴木実委員 説明願います。

8番委員 はい。説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。平成29年11月6日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■■交差点を北へ100m進み左折し■■■■■方向へ100m進み右折し30m進んだ右側の農地でございます。農地の状況ですが、全面植木生産の圃場です。さざんか、椿、花美月、柘植等が植えられています。肥培管理は不良。放置自転車が一台あり口頭で処分するように注意しました。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等がありますか。

委員一同 ありません

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 農地法第3条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第3条に規定による届出について 専決。番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積165㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 届出事由は、相続 平成29年1月16日■■■■氏死亡のため。以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日平成29年11月6日 土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■信号を■■■■■方向へ50m進んだ右側の農地でございます。農地の状況ですが、大きな梅の木とキウイフルーツの棚が有ります。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、住宅。北は、道路に面しています。その他は、特にありません。以上でございます。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の規定による届出について 専決につきましては、報告どおりご了承をお願いします。

議長 次に、報告第1号 農地法第3条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第3条に規定による届出について 専決。番号2-1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積694㎡ 同じ

く地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積297㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■■
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積65㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況
畑 面積431㎡ 番号2-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑
面積789㎡ 面積合計2,276㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 届出事由は、相
続 平成29年1月16日■■■■氏 死亡のため。
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。
申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日
平成29年11月6日 土地の案内及び農地の状況につきましては、適格者証明と同
様で御座いますので周囲の状況のみの報告とさせていただきます。番号2-1の周囲の
状況ですが、東は、墓地。南は、住宅。西は、住宅。北は、畑です。番号2-2の
周囲の状況ですが、東は、住宅、畑。南は、■■■■■。西は、住宅、畑。北
は、道路です。番号2-3の周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、
道路。北は、道路です。その他は、特にありません。以上でございます。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の規定による届出について 専決につ
きましては、報告どおりご了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積45㎡ 譲受
人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的
は、所有権移転で駐車場でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
2番 谷部委員説明願います。

2番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
でございます。調査年月日は、平成29年11月6日 土地の案内と致しましては、
■■■■■交差点を30m北へ進み小さい十字路を左折し100m進んだ左側の土地
です。農地の状況ですが、草を刈った後の更地です。周囲の状況ですが、東は、
住宅。南は、道路。西は、道路。北は、道路です。特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議長 全体を通して、皆様からご質問等ございますか。
無いようなので、これをもちまして本日の総会を閉会と致します

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		